

忘れずに申請を!

受付期間
4月15日(水)
~ 10月15日(木)

「子育て応援特別手当」 を給付します

国の生活対策の一環として、多子世帯の幼児教育期の子育てを支援するため、次の条件に当てはまる世帯主に対し、平成20年度限りの措置として、「子育て応援特別手当」を給付します。

1 対象者

本年2月1日（基準日）時点の住民票または外国人登録原票（短期滞在者と不法滞在者は除く）で、1世帯に3歳以上18歳以下の子ども（平成2年4月2日～平成17年4月1日生）が2人以上いて、かつ第2子以降が就学前3学年（平成14年4月2日～17年4月1日生）に該当する家庭の世帯主が対象となります。
※支給算定となる児童は、第2子以降の就学前3学年の児童です。

3 受給方法

原則、世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。なお支払い時期は、申請書類を不備なく受理してから、1ヶ月後を予定しています。

4 申請方法

市から、該当する世帯主の方に「申請書」「案内」「返信用封筒」を郵送します（4月1日から順次郵送）。届いた案内をご覧になり、申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添え返信用封筒に入れて、郵送または持参してください。

5 申請期限

対象児童一人あたり3万6千円です。（所得制限なし）

ご注意ください

この手当の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

6 申請書類 (添付書類)

①申請書 ②申請者の公的身分証明書（住基カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など）のコピー、③通帳の見開き部分（またはキャッシュカード）のコピー

あなたの世帯は該当する？

平成21年2月1日時点の住民票または外国人登録原票上（短期滞在者と不法滞在者は除く）で、1世帯に3歳以上18歳以下の子ども（H2.4.2～H17.4.1生）が2人以上いますか？

↓ はい

そのうち、第2子以降に、就学前3年間（H14.4.2～H17.4.1生）の子どもがいますか？

↓ いいえ

手當に該当しません

↓ はい

手當に該当します

↓ いいえ

手當に該当しません

申請期限（10月15日）までに添付書類を添えて申請してください（期限を過ぎると辞退したと見なされますのでご注意ください）

◎手當に該当する方のうち、基準日（平成21年2月1日）時点でのみらい市以外の住所であった方は、基準日時点の住所地で申請してください。

※申請期間は、各市区町村で異なりますので、必ず当該市区町村窓口へ確認してください。

申問
伊奈庁舎児童福祉課
☎58-2111(内線1162)

ことは、絶対にできません。
○市や総務省・厚生労働省などが、手当の給付のために、手数料などの振り込みを市民の方に求めることは絶対にありません。
○エクスパックや宅配便等で現金を送付するよう依頼することは絶対にありません。
※市や総務省・厚生労働省の職員などをかたつた不審な電話がかかってきたら、速やかに警察署にご連絡ください。